

日本看護サミット2023

地域社会を支える看護職への生涯学習支援

開会挨拶

冒頭 本会の高橋弘会長より、令和6年能登半島地震で亡くなられた方々のご冥福をお祈りするとともに、被災された皆さまへのお見舞い、被災地で看護を行っている全ての看護職へ感謝の言葉を伝えた。

本年度、本会が公表した「看護職の生涯学習ガイドライン」や、30年ぶりに改定・告示された「看護師等の確保を促進するための措置に関する取組みと成果・課題」

する基本的な指針」(以下、基本指針)の背景には、これからの時代に看護職が人々の期待に応え役割を発揮するため、資質向上の取り組みが不可欠と明確。同時に、全ての看護職の学習機会を保証するため、支援体制の整備は欠かせないと強調した。将来を見据えた看護職の生涯学習支援のあり方について議論したいとし、開会を宣言した。

解説

看護職の生涯学習支援のこれまでの取り組みと成果・課題

はじめに、本会の井伊久美子副会長より、本サミットのテーマの議論にあたり、これまでの看護職の生涯学習に関する歴史的な変遷や取り組みと成果について振り返りが行われた。

生涯学習の歴史的変遷、取り組みと成果

これまでの生涯学習に関する整備の流れとしては、まず社会のニーズがあり、それに応えるために国検討会が設置され、制度化などにより資質の向上の取り組みにつながるというプロセスを経てきている」と述べ、1987年から振り返った。高齢化社会への対応、在宅ケアの推進のため厚生労働省による看護師検定会が設置され、生涯学習の体系化や看護管理者の育成などが検討された。本会は資格認定制度の制度創設や継続教育の基準の策定に着手しており、当時から生涯学習支援の取り組みを進めてきたことを説明。1992年には「看護職等の人事確保の促進に関する法律」(以下、人確法)ならびに基本指針が制定。この基本指針に、生涯にわたる研修の必要性や研修の体系化による資質の向上などが示され、これが大学の設置促進や看護職の確保策の推進につながっていたとした。また、2009年には「新人看護職員研修の努力義務化」の実現。2014年の「特定行為に係る看護師の研修制度」の創設について、時代背景や検討過程などを含めて解説した。

成果としては、これらの制度の整備によって、新人看護職員研修につ



日本看護協会 副会長
井伊久美子

いては、実施施設が制度化以前と比べ大幅に増加していることを調査結果から示した。また、看護系大学・大学院は、基本指針の制定後からこの30年で約30倍に増加していることなど、教育基盤の充実も成果の一として挙げた。さらに、看護職の働き方の変化も挙げ、看護職の年齢構成の推移からみると、50歳以上の看護職は2000年から2020年で約2倍となり、生涯を通じて働く看護職が増えていることを説明。これは勤務環境の整備などの取り組みの成果であるとともに、経験値のある看護職が増えることにより実践力の向上にもつながっていると述べた。そして、2023年の基本指針の改定にも触れ、「本会は看護ニーズの増大が見込まれる2040年を展望し『看護職の生涯学習ガイドライン』を同年に公表しているが、この改定された基本指針をしっかりと活用して取り組みを進めていくことが重要」と強調した。

今後の取り組み

統合して、これまでの取り組みや成果も踏まえ、2040年に向けて看護職の生涯学習を推進する上での課題と今後の取り組みについて述べた。課題として、基本指針第4条に示す資質の向上に関する事項の実現。研修システムなどの構築を「看護職の活動の場が広がり、働き方も多様化しているため、生涯学習支援としてもさまざまな工夫が求められる」と述べた。そして、本会は今後、以下の事項を念頭に看護職の生涯学習支援体制の構築に取り組むとして「これらの実現に向けて、必要なことは制度化するなど継続的に取り組んでいく。皆さんとともに前に進んでいただけるようさまざまな議論を交わしたい」と結んだ。

1. 活動領域・場、就業状況を問わない学習機会の確保
2. 生涯を通じた学習を支援する体制の構築
3. シームレスな看護職養成・能力開発の実現

鼎談

これからの時代の看護職の活躍を支える生涯学習支援とは



厚生労働省医政局看護課長
畠田由美子



参議院議員
石田昌宏



日本看護協会 会長
高橋弘

行うことも重要なと解説した。

次に、厚生労働省の取り組みについて紹介。知識・技術・経験を有する看護職と、現場を的確にマッチングするための標準的なポートフォリオを示し、キャリアの可視化と活動を進めため、マイナーポータルを通じた看護職自身のキャリア情報への簡便なアクセスや利用を可能にするシステムの構築を進めている。「看護職が自らのキャリアや能力を可視化し振り返り、生涯にわたり就業できるよう支援していかたい」と意気込みを語った。

また、国家公務員医療職俸給表(三)級別標準職務表が見直されていることを受けキャリアアップのための研修や自己学習を進めることが評価・処遇につながるよう見直されている。看護職の待遇改善や能力評価につながる取り組みも、看護管理者の方々とともに意識して取り組みたい」と結んだ。

「これからの看護職に求められることは何か」と期待されていることは何かとの高橋会長の問いに対し、石田議員は「良い看護をしたという実感は、自らの中から湧き出てくるものなので、自ら考え行動するプロフェッショナルとしての姿勢が必要。つまり、プロフェッショナリズムをもう一度考え方直す必要があると感じている」と述べた。石田議員は「これから、多様な現場で働く人が増えていく中で、チーム医療を進めていくためには、コミュニケーションをしっかりと自分の意見が言えることや、今何が必要なのかを想像して実現する力を求められていると思う」と述べた。高橋会長は「看護管理者が一人ひとりの能力をフィードバックしていくことも、看護職の自信と誇りにつながるのではないか」との考えを示した。

高橋会長の「看護職が学び続けるために強化が必要な点は何か」の問い合わせに対し、石田議員は「基礎教育と卒後教育を連動させることが重要であり、全体を体系化していくことが必要である」とし、畠田議員は「基礎教育と卒後教育のシームレスな教育環境では、実習が大きな鍵となる。どのように実習を活用していくか今後議論したい」と述べた。

終わりに、畠田議員は「看護職は自らのライフステージに合わせて多様な環境で働く。そのために必要な学習環境の整備に、皆さんと一緒に挑戦していくたい」と意気込みを述べた。石田議員は「病院や大学が地域とともに施設を設えて学び合う組織づくりに貢献していくたい」とした。本会が提供する研修について「量・質の両面でまだ伸びしがある。行政には日本看護協会が行う教育をパックアップ・普及していただき、私たちも協力したい」と述べた。高橋会長は、國や政治、地方自治体の関係者と看護管理者が一丸となり、看護職が豊かな看護人生を送るための生涯学習の仕組みづくりを進めていきたいとまとめた。

リレートーク

施設・組織の枠を超えた生涯学習支援

座長を務める、本会の吉川久美子常任理事と福岡県看護協会の大和田美子会長は「それぞれの職場での生涯学習支援について共有し、皆さんと地域社会を支える看護職の生涯学習支援について意見交換したい」と述べた。

武藏野中央病院の大西潤子看護部長は、既卒の新入職員と指導者のポートフォリオによるプロセクト学習について紹介した。同院ではポートフォリオを教育活動のコミュニケーションツールと位置付け、常にナースステーションの一角に置き、いつでも誰も自由に見てコメントを書けるようにしていると説明。「ポートフォリオの内容やまとめて方で、人柄や強み、関心、経験が可視化される。また進歩具合により、悩みや焦りがある職員を把握し、声掛けができる。先輩からのコメントに答えるうちに学ぶ意欲が高まり、進学コースへ進む職員もいた」と成果を述べた。

特別養護老人ホームナーシングケア北方 施設長 吉村 双羽氏

別特別養護老人ホーム ナーシングケア北方 施設長 吉村 双羽氏

山形県立保健医療大学 看護学科 教授 看護実践研究センター長 菅原 京子氏

京都大学医学部附属病院 病院長補佐・看護部長 井川 順子氏

山梨県看護協会 会長 佐藤 悅子氏

事業を展開している。これらを通じ、小規模病院などの看護職ネットワークの構築だけでなく、各病院で自律的に学習機会が創出され「所属病院の地域における価値の再確認、看護実践の自信の獲得につながっている」とした。今後は、地元ナース事業を全国の看護系大学に発信し、大学による生涯学習支援の発展に寄与したいとまとめた。

京都大学医学部附属病院の井川順子病院長補佐・看護部長は、看護職キャリアパス支援センターが実施する「施設間の連携による看護師養成プログラム」について報告。2015年に開始し13施設、約50人の看護職が医療機能の異なる施設に在籍出したとした。参加した看護職の学びを紹介とともに、受け入れ施設の職員も、自らの看護を振り返るいい機会になった。また、施設の垣根を超えて看護管理者同士が人材育成について語れる場ができたこともメリットとした。今後は引き続き京都府の支援の下、京都府看護協会を中心として事業展開したいと意気込みを述べた。

山梨県看護協会の佐藤悦子会長は、2023年度から開始した「山梨県内の看護職のための生涯学習体系化事業」について紹介した。3年計画で、情報収集と実態把握、課題抽出、分析、研修実施者の分担の明確化、体系的に看護職の生涯学習を実施し、評価・修正するとした。「現状、情報収集が終了し、9つの視点で分類を進めている。今後は、現状と課題を県内の看護職、看護管理者と共に意見交換の場を多く持つことで、専門職として主体的に学ぶ姿勢を高めてもらうことを重視ていきたい」と結んだ。

「日本看護サミット2023」サミット宣言

人々の健康上のニーズは増大し、多様化・複雑化しており、看護職が長く職業人生を通じて使命を果たすためには、能力の開発・維持・向上に取り組み続けることが不可欠です。

そのため、私たち看護職は、2023年6月に「看護職の生涯学習ガイドライン」を新たに策定し、生涯学習と生涯学習支援に関する考え方を明示しました。

2023年10月に告示された「看護師等の確保を促進するための措置に関する基本的な指針」においても、「看護師等がたゆまぬ努力を重ねる必要があることは当然であるが、国、都道府県、職能団体、病院等の関係者が協力して、その専門性が適切に評価されつつ、生涯にわたって継続的に自己研鑽を積むことができるよう研修システムの構築や人材育成制度の構築の導入など、環境の整備に努める必要がある」と生涯にわたる資質向上について明記されました。

日本サミットにおいて、私たちは、ガイドラインや指針に示された考え方方に基づき、生涯学習が看護職自身の主体的な取り組みであること、職能団体・看護管理者・教育機関・行政等が連携して、看護職の生涯学習支援の体制構築に取り組むことを共にしました。

私たち看護職は、看護職の使命である、国民の生涯にわたる健康な生活の実現に貢献するために、次のことに取り組んでいくことを宣言します。

1. 看護基礎教育を受ける期間から看護職としての活動を終えるまで、主体的に学習活動を行います。
2. 働く領域や所属する組織の規模、居住する地域等を問わず、すべての看護職が生涯学習に取り組めるよう、生涯学習支援体制の構築に取り組みます。
3. 看護職養成について、看護基礎教育から免許取得後の能力開発がシームレスにすめられるよう、制度の見直し・体制整備に取り組みます。